

## 新ぬまづの宝 100 選広報物制作業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市（以下「市」という。）が「新ぬまづの宝 100 選広報物制作業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

### 1 業務委託名

新ぬまづの宝 100 選広報物制作業務委託

### 2 業務目的・概要

平成 23 年に選定された「ぬまづの宝 100 選（以下「100 選」という。）」を、時代に即したものに改選し、令和 5 年の市制 100 周年に合わせ、新たな「100 選」を発表する。

本業務は、新たに決定した「100 選」の周知を図るため、それに係る PR 冊子とノベルティの企画・制作を実施するものである。

### 3 業務内容

#### (1) PR 冊子の内容の企画・立案

令和 5 年度に発表となる新たな「100 選」の魅力を発信するため、地域資源・歴史的文化的文化財を紹介する一般向け用冊子と、小学校 3～6 年生向けに理解しやすい内容の解説を記載したジュニア版冊子を制作する。

企画立案に基づき、掲載内容の詳細については市及び関係団体と随時打ち合わせを行うこと。

ア. ジュニア版のデザインは、小学校の授業で活用することを想定しているため、イラストや写真を多く使用し、読みやすい冊子になるよう考慮すること。

イ. 現「100 選」の印刷物は、一般向け用冊子、ジュニア版冊子、ガイドマップ、100 選マスターパンフレットの 4 種類（様式ダウンロード > 参考:ぬまづの宝 100 選）あるが、提案する 2 種類の PR 冊子には、ガイドマップと 100 選マスターの内容も掲載し、必ず 100 項目すべてのぬまづの宝（以下「宝」という。）の紹介をすること。

ウ. 100 選マスターについては、新旧の宝で既存の得点制度と不整合が起こらないよう、制度設計を行うこと。

エ. 新たに選定された宝（20 項目程度）については、既存の宝よりも目立つようなレイアウトとすること。

オ. 各印刷物の校正は 5 回程度とし、その際、掲載内容については、市及び関係団体に確認を行うこと。

カ. 使用写真について、基本的な素材は委託者が用意するが、受託者の企画提案により必要となる画像や別カットの画像など、制作にあたり更に必要になるものについては受託者が用意すること。なお、被写体の肖像権等の権利関係には十分注意の

上撮影し、受託者の責任ですべての問題を解決した上で使用すること。イラストについては受託者が用意すること。

## (2) ノベルティの企画・立案及び制作

ノベルティとしてエコバッグとクリアファイルを制作する。これらは式典等での配布を考えているため、PR冊子のデザインと関連を持たせた、統一感のある、見た人に「100選」と印象が残るようなデザインとすること。

## (3) 成果品等

3(1)に係るもの

- |             |    |       |     |        |
|-------------|----|-------|-----|--------|
| ① 一般向け用PR冊子 | A4 | 20P程度 | カラー | 5,000部 |
| ② ジュニア版PR冊子 | A4 | 20P程度 | カラー | 5,000部 |

3(2)に係るもの

- |           |    |     |  |        |
|-----------|----|-----|--|--------|
| ③ エコバッグ   | A4 | 単色  |  | 1,000部 |
| ④ クリアファイル | A4 | カラー |  | 2,000部 |

その他

- ⑤ 本業務完了報告書 1部及びデータ一式

(内容) 業務実施記録(打ち合わせ記録を含む)、PR冊子のPDFデータ及び編集可能な原版データ(illustrator等)、その他関係書類

## 4 履行期間

契約締結日から令和5年10月31日まで

ただし、3(3)の①、③、④については、契約締結日から令和5年6月20日まで

## 5 著作権の譲渡等

本業務の成果品については、「100選」の解説文の編集や写真の変更などの差し替え等を継続的に行っていく予定であることから、「沼津市業務委託契約約款」第6条(著作権の譲渡等)に定めるとおりとし、本業務により撮影した写真、制作したイラスト等のすべての著作権を委託者へ譲渡し、成果物の著作権及び使用権は委託者に帰属するものとする。

また、委託者が成果物を使用するにあたり、著作者人格権を行使しないものとする。

## 6 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(称号又は名称)、その他委託

先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

## 7 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。  
特に、新たに決定した「100選」の情報については、一般公開まで外部に情報が漏れないよう、注意すること。  
また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第38号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議の上定めるものとする。